

横浜市監査委員公表第8号

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の公表
(港湾施設の使用許可に関するもの)

住民監査請求に係る勧告に基づき市長が講じた措置の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により公表する。

平成20年8月25日

横浜市監査委員	川内克忠
同	須須木永一
同	山口俊明
同	星野國和
同	仁田昌寿

通知内容

「港湾施設の使用許可に関する住民監査請求」に係る勧告に基づき講じた措置について(通知)

平成20年5月22日監監第119号で通知されました勧告に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

[勧告の内容]

市長は、3箇月以内に、本件監査において認められた本件土地の不適切な財産管理について是正する措置を講じられたい。(港湾局)

[措置結果]

本件土地につきましては、横浜港の運営・管理の視点から慎重に検討してまいりましたが、本件土地等が、滝の川を挟んで中央卸売市場に接した所に位置し、都市機能の集積が進行する内港地区において貴重な水際線を有した一定規模の土地であることから、港湾施設として管理する必要があるという判断に至りました。

このため、横浜港港湾計画において、本件土地等を港湾関連用地として位置付けるとともに、本件土地を港湾施設として管理するために必要な以下の措置を講じました。

また、今後、臨港地区の指定に向けた手続を行ってまいります。

1 横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づき、港湾施設用地(港湾局管理用地)として告示しました。(8月15日市報登載)

2 本件土地を使用する者に対して同条例第3条に基づく使用許可を行いました。

なお、使用料については、同条例第12条に定める山内ふ頭及び出田町ふ頭地区のふ頭用地の使用料を徴収します。